

充足論に関する原告の主張の要旨

1 実施態様 1 の充足性

(1) 構成要件 A

第 1(3)画面の赤枠部分には、クラブ（メンズ）の各種商品カテゴリーのリスト（リスト 1(3)）が表示されている。被告システムのサーバは、本件プログラム 1 ①を含む第 1(3)画面ソースを利用者端末（被告サービスの利用者のパソコン、携帯電話、スマートフォン等の端末をいう。以下同じ。）に送信し、これが利用者端末において実行され、第 1(3)画面が表示される。被告サービスにおいて、利用者が選択した商品を注文し、最終的に販売が成立した場合、第 1(3)画面は、販売時点情報管理の起点となるページと捉えることが可能であり、その赤枠部分の領域を確保する過程は、POS 機能を実現するための初期の段階であるから、本件プログラム 1 ①は、「初期フレームプログラム」に該当する。

また、第 1(3)画面の赤枠部分には、クラブ（メンズ）という商品のカテゴリーを一覧化したものが表示されており、これらは「カテゴリーリスト」に該当する。そのうち、例えば「ドライバー」をクリックすると、「ドライバー」にカテゴライズされた商品を表示するページが表示されるから、上記赤枠部分内部のリスト 1(3)は、「商品カテゴリーリスト」に該当し、これを表示する部分は第 1 フレームに該当する。なお、第 1(3)画面を表示している本件プログラム 1 ②を含む第 1(3)画面ソースが HTML で記述されており、本件プログラム 1 ②は、HTTP により被告システムのサーバから送信されている。したがって、本件プログラム 1 ②は、「カテゴリーリストプログラム」に該当する。

さらに、第 1(3)画面の青枠部分には、写真、商品名、価格などのリスト 1(4)が表示されているところ、これらは、クラブ（メンズ）というカテゴリーをキーとして絞り込まれた商品の価格情報を得るためのリストであり、PLU 情報

を含むリストである。したがって、PLUリストを表示制御する本件プログラム1③は「PLUリストプログラム」に該当する。

なお、これらのプログラムを含む第1(3)画面ソースは、被告のサーバ装置から利用者端末に送信されている。被告のサーバ装置及びこれと連動して被告システムの一部を構成するその他のサーバ（以下、これらを併せて「被告サーバ群」という。）は構成要件Aのサーバ装置に該当する。

(2) 構成要件B

被告システムは、被告と契約した出店者による物品等の販売を支援するシステムの制御方法であるから、被告サービスの利用者から商品の注文があった場合に、利用者端末から被告サーバ群に注文商品明細情報が送信されているはずであり、これによってWeb上における販売時点情報管理、すなわち「Web-POS」が行われていることとなり、構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件C

第1(2)画面において、「クラブ（メンズ）」をクリックすると、被告サーバ群は、本件プログラム1①を含む第1(3)画面ソースを読み出して利用者端末に送信し、利用者端末はこれを実行して、第1(3)画面を表示するから、被告システムは構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件D

被告システムにおいては、利用者が、第1(2)画面の「ゴルフ用品」に属するカテゴリーのうち、「クラブ（メンズ）」をクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対して、本件プログラム1②を含む第1(3)画面ソースのダウンロードを要求するHTTPメッセージが送信される。被告サーバ群は、その要求に基づき、本件プログラム1②を含む第1(3)画面ソースを作成し、被告のサーバ装置から利用者端末に対してこれを送信する。他方、利用者が上記の「クラブ（メンズ）」をクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対して、本件プログラム1③を含む第1(3)画面ソースのダウンロードを要求するHTTP

Pメッセージが送信される。そして、被告サーバ群において、当該カテゴリーに該当する商品を検索し、ソースコードに変換した上で、被告のサーバ装置から利用者端末に対して、本件プログラム1③を含む第1(3)画面ソースを送信する。

また、利用者が第1(3)画面から特定の商品を選択してクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対してその商品の詳細ページの要求が送信される。利用者が利用者端末に表示された任意の商品のリンクをクリックする行為は商品情報を入力する行為であり、その結果、利用者端末に送信される商品詳細ページはPLU情報（商品基礎情報の中から特定のキーにより絞り込まれた商品の価格情報等）を含んでいる。

したがって、被告システムは、構成要件Dを充足する。

(5) 構成要件E

被告システムにおいては、第1(3)画面で商品カテゴリーを変更することにより、当該商品カテゴリーによって絞り込まれた商品の価格情報等を含むリストが、利用者端末にダウンロードされる。このリストは、被告サービスの商品カテゴリー情報を管理しているPLUマスタDBを参照しなければ作成し得ないものであるから、「PLUマスタDB内の商品カテゴリーに対応するレコード情報に基づくPLUリスト」に当たる。

また、被告システムにおいては、第1(3)画面で特定の商品に関する識別情報（商品識別情報）が選択されることにより、当該商品識別情報により特定された商品の価格情報等を含むリスト（商品詳細ページ）が、利用者端末にダウンロードされ、表示されている。このリストは、被告サービスの商品カテゴリー情報を管理しているPLUマスタDBを参照しなければ作成し得ないものであるから、「同PLUマスタDB内の商品情報に対応するレコード情報に基づくPLUリスト」に当たる。

したがって、被告システムは、構成要件Eを充足する。

(6) 構成要件F

被告システムにおいては、クライアント装置である利用者端末がタッチパネル、キーボード又はマウスからなる入力手段を有しており、表示画面であるディスプレイにサーバ装置である被告サーバ群から受信した、商品カテゴリー、メーカー、商品及び価格からなる商品基礎情報が表示される。また、第1(3)画面では、カテゴリーに属する商品についての商品基礎情報が表示されているところ、マウス等を操作して、特定の商品名をクリックすると、当該カテゴリーに属する商品に係る商品基礎情報のうち特定の商品についての商品基礎情報が表示される。また、第1(4)画面で「買い物かごに入れる」をクリックすると、上記クリックした商品名等の商品識別情報に対応する商品基礎情報が記載された注文商品の明細情報が第1(5)画面の緑枠部分に表示される。

したがって、被告システムは、構成要件Fを充足する。

(7) 構成要件G

被告システムにおいては、被告サーバ群が「サーバ」に、利用者端末が「クライアント」にそれぞれ該当し、これらが相互に汎用のインターネットで接続されている。また、被告システムにおいては、販売時点情報管理が行われており（前記(2)参照）、利用者が商品を購入するに当たり利用者端末に特殊な装置は必要なくWebブラウザがあれば足りることから、WebブラウザのみでPOS機能が実現されている。

したがって、被告システムは、構成要件Gを充足する。

(8) 構成要件H

被告システムにおいて、商品カテゴリー、メーカー、商品名及び価格からなる商品基礎情報は、被告のサーバ装置から利用者端末に送信されており、被告サーバ群において管理されているものであるから、被告システムは、構成要件Hを充足する。

(9) 構成要件I

被告システムは、上記の商品基礎情報が被告サーバ群のみによって管理されていることから、構成要件 I を充足する。

(10) 構成要件 J

被告システムにおいては、第 1(3)画面の赤枠部分が第 1 フレームに、その青枠部分が第 2 フレームに、第 1(5)画面の緑枠部分が第 3 フレームにそれぞれ該当し、これらの表示過程が存在するから、被告システムは、構成要件 J を充足する。

(11) 構成要件 K

被告システムにおいては、注文商品明細情報がクライアント装置である利用者端末からサーバ装置である被告サーバ群に送信されることで販売時点情報管理が行われているから（前記(2)参照）、被告システムは、構成要件 K を充足する。

(12) 構成要件 L

被告システムは、Web-POS システムに当たり（前記(2)参照）、構成要件 L を充足する。

2 実施態様 2 の充足性

(1) 構成要件 A

実施態様 2 に係る被告システムが構成要件 A を充足することは、基本的に、前記 1(1)と同様である（第 1(3)画面の赤枠部分及び青枠部分がそれぞれ第 2(2)画面・第 2(3)画面の各赤枠部分及び第 2(4)画面の青枠部分に相当し、本件プログラム 1 ①ないし③がそれぞれ本件プログラム 2 ①ないし③に相当する。）。

(2) 構成要件 B

被告システムが構成要件 B を充足することは、前記 1(2)と同様である。

(3) 構成要件 C

利用者が第 2(1)画面の「ゴルフ用品」をクリックすると、被告サーバ群は、本件プログラム 2 ①を含む第 2(2)画面ソースを読み出して利用者端末に送信し、

利用者端末はこれを実行して第2(2)画面を表示するから、被告システムは、構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件D

利用者が、第2(2)画面の「クラブ（メンズ）」をクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対して、本件プログラム2②を含む第2(3)画面ソースのダウンロードを要求するHTTPメッセージが送信される。被告サーバ群は、その要求に基づき、本件プログラム2②を含む第2(3)画面ソースを作成し、被告のサーバ装置からこれを送信する。

利用者が、第2(3)画面のリスト2(3)から「ドライバー」をクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対して、本件プログラム2③を含む第2(4)画面ソースのダウンロードを要求するHTTPメッセージが送信される。そして、被告サーバ群において、当該カテゴリーに該当する商品を検索し、ソースコードに変換した上で、本件プログラム2③を含む第2(4)画面ソースが被告サーバ装置から利用者端末に送信される。

利用者が、第2(4)画面から特定の商品をクリックすると、利用者端末から被告サーバ群に対しその商品の詳細ページの要求が送信される。利用者が利用者端末に表示された任意の商品のリンクをクリックする行為は商品情報を入力する行為であり、その結果、利用者端末に送信される商品詳細ページはPLU情報を含んでいる。

したがって、被告システムは、構成要件Dを充足する。

(5) 構成要件E

被告システムが構成要件Eを充足することは、基本的に、前記1(5)と同様である（第1(3)画面が第2(3)画面に相当する。）。

(6) 構成要件F

被告システムが構成要件Fを充足することは、基本的に、前記1(6)と同様である（第1(4)画面及び第1(5)画面がそれぞれ第2(5)画面及び第2(6)画面に相当

する。)。

(7) 構成要件G

被告システムが構成要件Gを充足することは、前記1(7)と同様である。

(8) 構成要件H

被告システムが構成要件Hを充足することは、前記1(8)と同様である。

(9) 構成要件I

被告システムが構成要件Iを充足することは、前記1(9)と同様である。

(10) 構成要件J

被告システムにおいては、第2(2)画面及び第2(3)画面の各赤枠部分が第1フレームに、第2(4)画面の青枠部分が第2フレームに、第2(6)画面の緑枠部分が第3フレームにそれぞれ該当し、これらの表示過程が存在するから、被告システムは、構成要件Jを充足する。

(11) 構成要件K

被告システムが構成要件Kを充足することは、前記1(11)と同様である。

(12) 構成要件L

被告システムが構成要件Lを充足することは、前記1(12)と同様である。